

株主各位

平成26年12月8日

大阪府箕面市船場東3丁目7番36号  
森下興産株式会社  
代表取締役社長 太田 敏明

定款変更に関する通知公告(全部取得条項設定に関する事項)  
及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告

当社は、平成26年11月27日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び同日開催の普通株主様による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め(以下「全部取得条項」といいます。)を設けることといたしましたので、公告いたします。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成26年12月31日です。

また、当社は、本定時株主総会における全部取得条項の付された後の当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の取得に関する特別決議に基づき、平成27年1月16日を取得日として、取得日の前日である平成27年1月15日の最終の当社の株主名簿に記録された株主様より、その所有する全部取得条項付普通株式の全てを、当社が無償で取得させていただくことといたしましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上